

(案)

静士事協発第 号  
令和 2 年 月 日

耐震診断確認書

所有者

様

建物名称：

管理番号：

診断担当事務所名：

静岡県から受託しました上記建物の耐震診断の報告書の内容について「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、改正平成 17 号法律第 120 号）及び同法第 4 条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本の方針（平成 18 年国土交通省告示 184 号）」の「(別添) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、耐震診断内容が妥当であることを確認したので報告します。

(図面が無く、コンクリート試験等詳細調査ができなかった案件について)  
ただし、(鉄骨部材断面等……実際に応じて) 調査を簡易調査としているので、補強工事までには詳細な調査を実施し、必要に応じて診断結果を見直す必要があります。

令和 2 年 月 日

一般社団法人 静岡県建築士事務所協会  
会 長 井 上 泉